

# 公益社団法人日本ホッケー協会 賃金規程

## 第1条（総 則）

この規程は、就業規則第42条に基づき、公益社団法人日本ホッケー協会の職員の賃金および賞与に関し、必要な事項を定めるものとする。なお、管理監督者については、就業規則第25条の定めに従うものとする。

## 第2条（賃金の種類）

本会職員の賃金は、基本給及び諸手当とし、それぞれ次の各号に定める区分により支給する。

1. 基本給は、本人の職務内容、技能、勤務成績、年齢等を考慮して各人別に定めるものとし、本給とする。
2. 諸手当は、通勤手当、時間外・休日及び深夜労働手当、在宅勤務手当、管理監督者手当とする。
3. 在宅勤務をする職員の通勤手当は、通勤定期代の定額支給ではなく出勤日の往復運賃の実費を支給する。
4. 在宅勤務手当は、1日あたり500円を支給する。

## 第3条（賃金の計算期間および支払日）

1. 本会職員の賃金は、毎月1日を起算日として当月末日に締め切り（月額支給）、翌月25日（その日が休日にあたる時は、その前日においてその日に最も近い休日でない日）に支払うものとする。
2. 計算期間中に途中で採用され、または退職した場合の賃金は、当該計算期間の所定労働日数を基準に日割計算して行う。
3. 新たに採用された職員を除き、月の5日以降において賃金の支給を開始もしくは停止すべき事由が生じたとき又はこれらの額に変更を生じたときは、翌月の支給日において、その差を追加又は控除する。

## 第4条（賃金の支払い方法および控除）

1. 賃金は、職員に対し、通貨で直接その全額を支払う。ただし、職員の同意を得た場合には、本人の指定する本人名義の銀行その他の金融機関の口座に振り込んで支払うものとする。
2. 次に掲げるものは、賃金から控除する。
  - (1) 源泉所得税
  - (2) 住民税
  - (3) 健康保険、厚生年金保険および介護保険の保険料の被保険者負担分
  - (4) 雇用保険の保険料の被保険者負担分

- (5) その他、従業員代表者との書面による協定により、賃金から控除することとしたもの

#### 第5条（昇給ほか）

1. 職員の勤務成績が、特に優秀であるとき又はその勤務に関する国家試験若しくはこれに準ずる試験に合格し新たな資格を取得したときは、本会は、当該職員につき昇給を行うことがある。
2. 前項の規定による昇給の時期およびその額は、本会が定めるものとする。
3. 本会は、職員の勤務態度、勤務成績等に基づき、当該職員の給与につき降給することがある。

#### 第6条（通勤手当）

1. 通勤手当は、職員の住居より勤務地までの距離が1 kmを超える場合に支給する。
2. 前項に掲げる職員に支給する通勤手当の月額、運賃、時間、距離等の事情に照らし、最も経済的かつ合理的と認められる通常の通勤経路及び方法による算出した、その者の3カ月の通勤に要する運賃の額に相当する額とする。
3. 職員は、新たに第1項の要件を具備するに至ったときおよび住居、通勤経路又は通勤方法等を変更した場合は、すみやかに届けなければならない。
4. 通勤手当の支給開始、停止及び額の改訂の月は、それぞれ要件が具備された日又は欠いた日を基準として次のとおりとする。
  - (1) 支給開始 具備された日の属する月の翌月（その日が月の初日のときはその日が属する月）から開始
  - (2) 支給停止 欠いた日の属する月（その日が月の初日のときはその日の属する月の前月）をもって停止
  - (3) 額の改訂 具備された日の属する月の翌月（その日が月の初日のときはその日の属する月）から改訂

#### 第7条（時間外労働手当ほか）

1. 時間外勤務手当、休日勤務手当及び深夜勤務手当は、次の算式により計算して支給する。
  - (1) 時間外勤務手当
    - ① 所定労働時間を超えかつ法定労働時間を超えて労働させた場合（1か月60時間以下の時間外労働について）基本給（月額）÷1年を12割した1ヶ月の平均所定労働時間×1.25×時間外労働時間
    - ② 所定労働時間を超えかつ法定労働時間を超えて労働させた場合（1か月60時間を超える時間外労働について）基本給（月額）÷1年を12割した1ヶ月の平均所定労働時間×1.50×時間外労働時間

(2) 休日勤務手当（法定休日に労働させた場合）

基本給（月額）÷1年を12割した1ヶ月の平均所定労働時間×1.35× 時間外労働時間

(3) 深夜勤務手当（午後10時から午前5時までの間に労働させた場合）

基本給（月額）÷1年を12割した1ヶ月の平均所定労働時間×0.25×時間外労働時間

2. 出張中における時間外労働手当は、その労働時間が明確に確認でき、かつ事前に承認を得たものに限り支給する。

3. 本条第1項第1号(1)、(2)、および2号は、管理監督者である事務局長には適用しない。

## 第8条（賞与）

1. 賞与は、6月1日、12月1日（以下、「基準日」という。）に、それぞれ在職する職員（試用期間中の者を含む）に対して、それぞれの基準日から起算して15日を超えない範囲内において支給する。

2. 前項の賞与の金額は、各人の勤務成績を考慮して各人別に決定する。

## 第9条（慶賀金）

職員が結婚したときおよび職員の子供が生まれたときは、下記の慶賀金を支給する。

1. 結婚したとき 30,000円

2. 子供が生まれたとき 20,000円（本会に夫婦で勤務する職員の場合は、妻にのみ支給）

## 第10条（弔慰金及び見舞金）

1. 職員が死亡又は傷痍疾病に遭ったときは、別表2による弔慰金又は見舞金を支給することがある。

2. 前項の弔慰金又は見舞金については、死亡又は傷痍疾病が業務に起因するものである場合、専務理事が必要と認めたときは、増額することがある。

## （改廃）

第11条 本規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

## （附則）

1. 本規程は、平成31年3月17日から施行する。

2. 本規程は、令和5年4月1日から施行する。（令和5年3月22日理事会決議）

3. 本規定は、令和5年4月1日から施行する。（令和5年5月27日理事会決議）